

## 公共工事に関する地域建設業からの要望

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 奥村 太加典

今年も日本各地で台風・豪雨による激甚災害が多発し、多くの国民の生命・財産が被害を受けており、防災・減災のための国土強靱化は喫緊の課題となっています。

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」（別添）であるとともに、国民生活や地域経済、雇用を下支えする基幹産業として重要な役割を担っています。

地域建設業が、持続的にその社会的使命を果たしていくためには、健全で安定した経営を継続していく必要があります、そのためには、安定的・持続的な事業量の確保が不可欠です。

現在、内外経済の先行きが不透明となっている状況において、資機材の価格高騰や一部納入遅れ等により、建設業にとっても深刻な影響が継続している一方、公共工事に係る建設業者の施工余力は十分です。

一方、来年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制の適用に向け、本会では令和3年度から週休2日と時間外労働を360時間以内とする「2+360（ツープラスサンロクマル）運動」を展開しています。今秋からはさらに公共・民間工事を問わず、発注者から工期の見積り・提案を求められた場合に中建審の「工期に関する基準」に沿ってこれを行う「適正工期見積り運動」を始めましたが、このような働き方改革の実現には、発注者の協力が不可欠となっています。

つきましては、諸事情ご賢察のうえ、下記の事項の実現について、政治のリーダーシップによる一層のお力添えと国による指導の徹底を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. 強靱な国土づくりと社会資本整備を着実に推進するとともに、近年の資機材等の価格高騰に対応し、令和6年度当初予算において、今年度を上回る公共事業関係費を確保すること。

また、補正予算において、価格高騰を考慮した公共事業関係費の増額補正を行うこと。

活力ある地方創生のため、地方への公共事業の重点配分を図ること。

2. 特に国民の安全・安心の確保を着実に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を前倒しして実施し、国土強靱化に係る必要かつ十分な事業量を確保すること。  
なお、同事業については、補正予算のみならず、令和6年度当初予算においても別枠で確保すること。  
また、改正国土強靱化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を早期に策定し、併せて同計画に現行の加速化対策以上の事業量を盛り込むこと。
3. 資機材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、直近の実勢価格を予定価格に適切に反映すること。スライド条項については、手続の簡素化、1%又は1.5%の受注者負担の軽減を図ること。
4. ダumping対策の実効性を確保するため、低入札調査基準価格及び最低制限価格の上限（0.92）、一般管理費等の算入率（0.68）をそれぞれ引き上げること。
5. 時間外労働の罰則付き上限規制の適用に向け、休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、用地取得や関係機関協議の調った後での精度の高い設計に基づく発注等を推進すること。  
労働時間削減には、工期の適正化が特に重要であり、中建審の「工期に関する基準」について、さらに規範性の高いものに見直すこと。  
また、時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、更なる書類の削減を図るとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図ること。  
週休2日制工事の拡充・普及促進を図るとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、設計労務単価の抜本的な見直しや補正係数の引上げを行うこと。  
「地球沸騰化」による夏場の過酷な屋外作業の現状に鑑み、熱中症対策費の計上、休憩・休止による工期の延長とそれに伴う増加経費の計上、「工期に関する基準」へのWBG T値に基づく基準の導入を行うこと。
6. 労働基準法の運用において、準備や後片付け、移動、手待ち時間などの労働時間算入が厳格化されていることに伴い、（1日8時間作業を前提とした）標準歩掛りの見直しを行うこと。  
同法第33条の許可について、特に鳥インフルエンザ対応等の防疫活動や除雪のための待機、パトロール、巡回、凍結防止剤の散布等除雪と一体として行う労務が対象になることを通達等により明確にするとともに、病院等生活に不可欠な施設の駐車場等の除雪についても検討すること。

7. 技能者の賃上げに必要な設計労務単価の更なる引上げを行うとともに、技能者以外の賃上げに必要な現場管理費、一般管理費等の引上げを行うこと。  
また、総合評価における賃上げ加点措置については、事後評価方式や複数年で評価する方式等、企業にとってリスクの少ない方式に改めること。
8. ICT活用工事については、中小規模の会員企業も取り組みやすい環境が整備されるよう、中小規模のICT活用工事における積算基準の見直しやICT活用工事の手引きの作成、講習会の開催、設備投資への助成等を行うこと。  
また、ASPを活用し、施工管理を効率化し、書類の標準化や簡素化を公共発注機関全体で推進すること。
9. PFIが品確法逃れとならないよう、公共工事を含むPFI事業の発注についても、同法に規定する発注者の責務（適正な予定価格の設定、最低制限価格等の設定、適正な工期設定、適切な設計変更等）が遵守され、公共工事の品質の確保が図られるよう措置すること。
10. 災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、役員が労災保険の対象外であることも踏まえ、災害協定等での補償による救済措置を検討すること。  
災害復旧工事以外の通常の工事であっても、自然災害等の「不可抗力」により生じた損害の1%の受注者負担を撤廃すること。  
災害、除雪に備えて待機した現場従事者の労務費について、空振りとなった場合等においても発注者が負担できる仕組みを検討すること。  
また、除雪時のオペレータの担い手育成のため、車両系建設機械運転技能講習の受講や大型特殊免許の取得等への支援を検討すること。
11. 「地域の守り手」である地域建設業の災害発生時の地域に貢献する活躍が広く国民に周知されるよう、発注者においても、災害応急対応や復旧・復興工事に汗を流す現場作業員等の姿を撮影・発信し、官民が連携した積極的な広報活動に取り組むこと。

以上

【別添】「地域の守り手」として地域防災を担う建設業の活動（令和5年度）

地震災害および豪雨災害における各都道府県建設業協会の災害対応



法面一部崩壊、土砂流入の応急復旧作業

（石川県能登地方を震源とする地震） 一般社団法人石川県建設業協会



天神川（兵庫県伊丹市）の堤防決壊に伴う応急復旧作業  
（5月7日から8日の豪雨） 一般社団法人兵庫県建設業協会



山口県内の土砂崩れや河川の氾濫による応急復旧作業  
（7月1日の線状降水帯に伴う豪雨） 一般社団法人山口県建設業協会



秋田県内の大雨による堤防決壊等にかかる応急復旧作業  
(7月14日から梅雨前線の影響による豪雨) 一般社団法人秋田県建設業協会



北茨城市での大雨による堤防決壊や土砂崩れのための応急復旧作業  
(9月8日の台風13号の影響による豪雨) 一般社団法人茨城県建設業協会



長崎県松浦市での豪雨による法面崩壊に伴う応急復旧作業  
(9月15日発生 of 線状降水帯による豪雨) 一般社団法人長崎県建設業協会